

教職員各位

新型コロナウイルス緊急対策本部

教職員の感染防止対策について (6月14日からの更新)

後期開始にあたり、表題の件について、改めてお願いいたします。6月14日から変更はありません。引き続き感染防止対策のご協力をお願いいたします。

なお、『新型コロナウイルスに対する教職員の行動等指針』を別にまとめましたので、ご活用ください。大学HP → 【重要】新型コロナウイルスに関するお知らせ～本学の対応についてのご連絡～ → 教職員へ <https://www.kinjo-u.ac.jp/ja/news/detail/?id=305> にも掲載されています。

授業に関することは、教育力～授業サポート BOOK2022 後期～でお知らせしていますが、追加・変更等が生じた時はメールでお知らせし、manabaにも掲載します。

記

1 感染防止対策

- ・3密（密閉空間、密集場所、密接場面）は当然ですが、1密も避けてください。
- ・校舎に入る際には、設置してあるアルコール消毒液を使用するか、石鹸と流水でよく手を洗うようにしてください。また、こまめに手指消毒をしてください。
- ・マスクは、不織布マスクを正しく着けてください。
- ・マスクを外しての会話は絶対にしないでください。食事は黙食してください。

不織布マスクを使い、鼻までフィット！

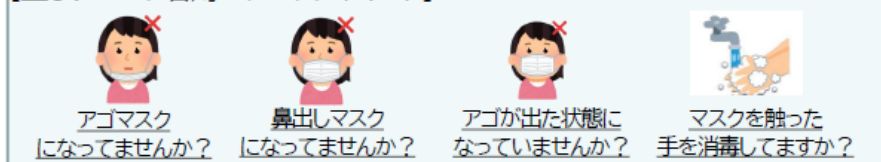
- 不織布マスクを正しく使用した場合と比べ、ウレタンマスクは3割以下、布マスクは半分以下の効果しか見込まれない

飛沫の補集率	ウレタンマスク	布マスク	不織布マスク フィット
吸い込み時	18% カット	30% カット	75% カット

【市販マスクの性能(実測値)】※坪倉誠教授(理化学研究所/神戸大学作成資料を基に鳥取県作成)

- 不織布マスクでも すき間が出来ないように顔にフィット(鼻まで覆う) させるなど正しく使用することが大切

【正しいマスク着用のチェックポイント】



15

マスクの着用は従来同様、基本的な感染防止対策として必要です。しかし、熱中症予防のため、以下の目安でマスクを外しても構いません。

〈屋外の場面〉

他者と距離（2m以上を目安）が確保できる場合で会話を行わないときは、マスクの着用は必要ありません。

〈屋内の場面〉

原則、マスク着用です。しかし、研究室、図書館およびPCエリアなどで、他者と距離（2m以上を目安）が確保できる場合で会話を行わないときは、マスクの着用は必要ありません。

- ・濃厚接触となる基準について下記リンクを参照し、例示にある接触は避けてください。
<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/cmsfiles/contents/0000149/149254/yamazaki-2.pdf>
- ・研究室、事務室、会議室、休憩室などの換気扇のスイッチは常時ONにしてください。換気設備が十分でないところは、可能な限り廊下側と窓側を対角に開けるなど自然換気に努めてください。
- ・会議等は、感染防止対策を徹底（短時間、会話は最低限、大声を出さない、換気など）した上で開催してください。感染防止対策が十分にとれない場合は、オンラインで開催してください。
※オンラインで開催する際、機密情報ファイルの取り扱いに関してご不明な点がある時は、情報ネットワークセキュリティ委員会担当学長補佐（岩崎）または財務部システム担当にご照会ください。
- ・国内における移動・行動は愛知県、居住地および目的地の自治体が出す情報に従ってください。
- ・海外に止むを得ず渡航される場合は、外務省および渡航先の国・地域の最新情報を確認した上で渡航してください。帰国後に授業など業務に支障が生じないようにお願いします。
- ・新型コロナワクチンの接種は法律により努力義務となっています。重症化リスクを減らすと言われていたことから接種を推奨しますが、強制するものではありません。また、接種を受けない人を差別することは禁止します。ただし、ワクチンパスポートが制度として導入された場合は出張等の許可など業務に影響する可能性があります。

2 体調管理および記録の作成

- ・毎体温を測定し、別添1「体調確認シート業務行動歴」に記録してください。

3 感染が疑われる時の対応

- ・濃厚接触者に該当した時は出勤できません。大学保健センターに連絡してください。大学の許可があるまで出勤できません。
- ・37.5度以上の発熱など感染が疑われる症状が出た時は出勤せず、大学保健センターに連絡してください。症状をみて出勤を許可します。
- ・その他の症状については、大学保健センターまたは医療機関にご相談ください。

4 陽性者になった時の対応

- ・保健所等の指示に従って療養してください。
- ・大学保健センターに速やかに連絡してください。
- ・陽性者および陽性者と接触した学内関係者について、保健所と連携しながら対応します。
- ・職場復帰の際、PCR 検査等の陰性結果や医療機関の証明は不要ですが、大学の許可があるまで出勤はできません。療養期間中、体調確認などの連絡が取れるようにしてください。
- ・陽性になったことで不利益な取り扱いや差別等を受けることはありません。

5 同居の家族等に感染が疑われる時の対応

- ・同居の家族等が濃厚接触者に該当し、且つ何らかの症状がある時は出勤せず、大学保健センターに連絡してください。症状をみて出勤を許可します。濃厚接触者に該当した家族に症状が無ければ出勤して構いません。
- ・同居の家族等に発熱などの風邪症状があっても、濃厚接触者に該当していなければ出勤して構いません。

6 その他

- ・言うまでもありませんが、新型コロナウイルスに罹患した方や濃厚接触者となった方に対し、差別に繋がる発言や行動はしないでください。
- ・出勤禁止になった時の取り扱いについては、管理監督者または人事担当にお問い合わせください。
- ・本学設備の消毒・換気の基本的な考え方は、別添2の通りです。
- ・通常授業以外で本学の施設を使用する際、使用日に緊急事態宣言が発出されている状況（見込みも含みます。）であれば、施設使用願とは別に別添3「施設使用に伴う感染症対策に関する届」を施設使用日の2週間前を目途に大学事務部長（nozomu21@kinjo-u.ac.jp）を通し学長に申請してください。感染防止策・参加者名簿・着席簿等は、緊急事態宣言の発出の有無にかかわらず主催者側で一カ月間の保管をお願いします。

以上

体調および業務中行動履歴 記録シート (教職員)

* 毎朝各自で検温し、症状の有無を記録してください。

所属：			氏名：									
日付 (月)	曜日	体温 (℃)	症状があれば記入してください									業務中の行動記録 (立ち寄った場所・対面で会 話した人がわかるように)
			咳	息切れ	のど痛	倦怠感	頭痛	下痢	吐気	嗅・味覚障害	その他の症状	
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												

本学設備の消毒・換気の基本的な考え方

表題の件について、下記の通りお知らせしますのでご対応をよろしくお願いいたします。

この基本的な考え方を作成するにあたっては、文部科学省から出されている(2022.4.1Ver.8)「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(以下、マニュアル。)を参考にしています。

なお、マニュアルでは消毒を「普段の清掃のなかでの消毒」と「感染者が発生した場合の消毒」に分けています。ここでは、「普段の清掃のなかでの消毒」を「消毒」と表現します。

「感染者が発生した場合の消毒」は保健所などの指導のもと行います。

記

消毒に係わる基本的な考え方

マスクを外した状態で過ごす場所、マスク着用であっても声を多く発する場所、多くの人が頻繁に触る箇所を新型コロナウイルスに有効とされている界面活性剤（nite 発表）を使用し、適宜消毒してください。なお、不明な点は保健センターにお問い合わせください。

【参考：マニュアルから抜粋（P.28-29）】

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はありますが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難です。このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒等の抵抗力を高め、手洗いを徹底することの方が重要です。

このため、下記の「1）普段の清掃・消毒のポイント」を参考としつつ、通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにしましょう。

清掃活動とは別に、消毒作業を別途行うことは、感染者が発生した場合でなければ基本的には不要です。

学校の設置者及び学校長は、消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難であることを踏まえ、手洗い・咳エチケット及び免疫力の向上という基本的な感染症対策を重視し、下記の「1）普段の清掃・消毒のポイント」を参考としつつ過度な消毒とならないよう、十分な配慮が必要です。

1）普段の清掃・消毒のポイント

- ・机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ありませんが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられます。
- ・大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日に1回程度、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭きます。また、机、椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能です。なお、児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能です。

換気に係わる基本的な考え方

教室等すべての部屋の換気扇のスイッチは常時ONにしてください。その上で、可能な限り廊下側と窓側を対角に開けるなど自然換気に努めてください。

なお、本学において、換気扇使用時の部屋（授業時の教室を含む）の二酸化炭素濃度を計測した結果、平均濃度は600ppm以下であり基準を満たしていることを確認しています。

【参考：マニュアルから抜粋（P.34-35）】

・換気設備の活用と留意点

学校に換気扇等の換気設備がある場合には、常時運転します。換気設備の換気能力を確認することも必要です。学校の換気設備だけでは人数に必要な換気能力には足りず、窓開け等による自然換気（①又は②を参照）と併用が必要な場合が多いことに留意が必要です。なお、換気扇のファン等が汚れていると効率的な換気が行えないことから、清掃を行うようにしてください。

・機器による二酸化炭素濃度の計測

十分な換気ができているかを把握し適切な換気を確保するために、適宜学校薬剤師の支援を得つつ、換気の目安としてCO₂モニターにより二酸化炭素濃度を計測することも考えられます。学校環境衛生基準では、1500ppmを基準としています。政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会では、マスクを伴わない飲食を前提としている飲食店等の場合には、1000ppm以下が望ましいとされており、昼食時には換気を強化するなど、児童生徒の活動の態様に応じた換気をしてください。

施設使用に伴う感染症対策に関する届
(施設使用日の2週間前を目途に提出ください。)

使用申請者	
主催団体名	
会合の名称	
使 用 日	
時 間	
使用施設名	
参加者数	人 (参加者リストは別に作成し保管してください。)
感染症対策	

※ nozomu21@kinjo-u.ac.jp へ添付書類としてご提出ください。